

産 4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

〔 〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年七月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 日本一のだがし売場

所在地 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社大町

住所 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五

代表者の氏名 代表取締役 秋山 秀行

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置

（変更前）届出書添付図面三に記載のとおり

（変更後）届出書添付図面四に記載のとおり

4 変更年月日

令和九年三月八日

二 届出年月日

令和八年七月七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年七月三十一日から同年十一月三十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市成長戦略部産業戦略課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ